

エールホームクリニック長岡 医療機器共同利用規程

(目的)

第1条 本規程はエールホームクリニック長岡（以下「クリニック」という。）が地域医療の更なる充実と発展に寄与することを目指し、クリニックの施設及び設備の開放を可能とするために必要な事項を定めることを目的とする。

(共同利用)

第2条 クリニックは地域の医師及び歯科医師に対し、次の医療機器の共同利用のために施設及び設備を開放する。クリニック及びその職員は、医療機器の共同利用に関する活動を支援し、かつ、便宜を図るものとする。

1. X線CT装置
2. X線骨密度測定装置

(利用手続き)

第3条 クリニックの施設及び設備の利用は、事前に契約を締結した医療機関等のみとする。

(利用申込み)

第4条 医療機器共同利用の申込みの際には、依頼元医療機関等は電話で申込み及び予約取得の後、依頼書に必要事項を記入し、クリニックへ FAX にて送信しなければならない。依頼書はクリニックホームページへ掲載する。検査当日、患者は次のものを持参することとする。

1. 健康保険証（各種医療証）
2. 検査予約票
3. 診察券（お持ちの方）
4. その他（主治医より渡された CD/DVD・書類などがある場合）

(検査結果)

第5条 原則、検査画像及び読影レポートは後日、依頼元医療機関等へ郵送する。なお、クリニックでは患者への検査結果の説明は実施しないこととする。

(請求)

第6条 検査が完了したものについて、月締めで依頼元医療機関等へ請求書を送付することとする。

(個人情報)

第7条 医療機器の共同利用にあたり、知り得た患者の個人情報については、検査及び読影目的以外には使用せず、正当な理由なく第三者へ開示あるいは漏えいしてはならないものとし、関連法令等を遵守するものとする。

(協議)

第8条 本規程に定めのない事項に関しては、別途協議をして決定するものとする。

附則 本規程は、令和6年4月1日から施行する。